

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第一号）

- 1 一般廃棄物処理施設の定期検査に関し二様式を定めることとした。（第四条の二、第四条の三、様式第三号の二及び様式第三号の三関係）
- 2 一般廃棄物熱回収施設設置者の認定等に関し四様式を定めることとした。（第八条の二、第八条の三、第八条の四、第八条の五、様式第七号の二、様式第七号の三、様式第七号の四及び様式第七号の五関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。